

令和 8 年 9 月 2 日

第 7 回登米市上下水道事業運営審議会

分流式下水道等に要する経費について



登米市上下水道部

1 分流式下水道等に要する経費の繰出し基準

総務省で示す地方公営企業への繰出し基準のうち「分流式下水道等に要する経費」（以下、分流式経費という。）の繰出し基準は以下のとおりである。

○令和8年度の地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知）

第8 下水道事業

2 分流式下水道等に要する経費

（1）趣旨

分流式下水道（「公共下水道事業繰出し基準の運用について」（昭和56年6月5日付け自治準企第153号）に基づくものをいう。）等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

2 使用料改定と分流式経費の関連性

繰出し基準にもある通り、“その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額”に対する繰出しであることから、使用料改定に伴い収入が増加すると分流式経費が減少することとなり、分流式経費が0円とならない限り、収益的収入は増加しないこととなる。

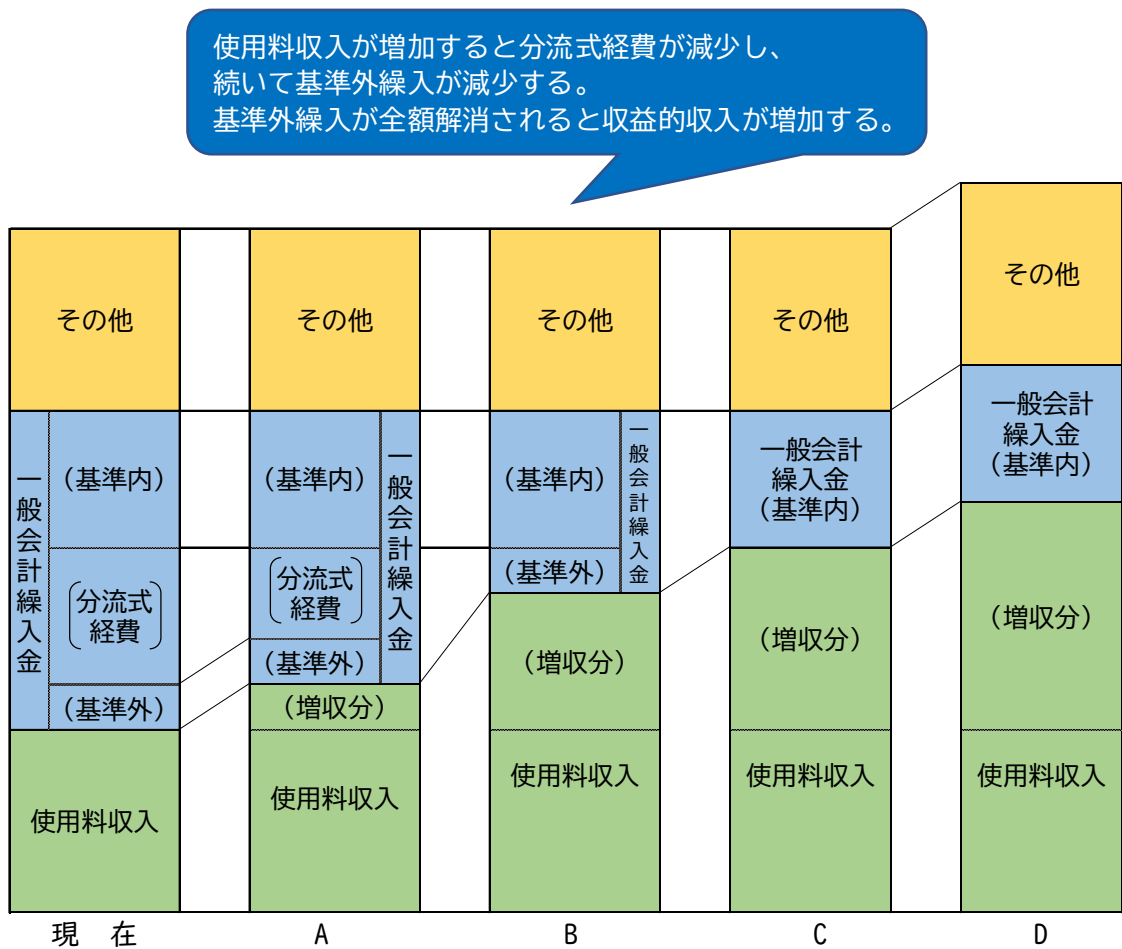
ただし、使用料を改定し収入を増やすことは、基準内であるか基準外であるかに関わらず、一般会計繰入金の削減につながるることとなる。

・収益的収入のイメージ図

その他			その他	
一般会計繰入金	（基準内）		（基準内）	一般会計繰入金
	（分流式経費）		（分流式経費）	
	（基準外）		（基準外）	
使用料収入			（増収分）	使用料収入

使用料収入が増加すると
分流式経費が同額減少し、
収益的収入は変わらない。

・ 使用料収入と一般会計繰入金のイメージ図



- A … 汚水処理費のうち維持管理に対する経費回収率が100%となる使用料改定をした場合
- B … 汚水処理費に対する経費回収率が100%となる使用料改定をした場合
- C … 収益的収支の基準外繰入が解消される使用料改定をした場合
- D … 将来の施設更新等などを見据え資金の確保を想定した使用料改定をした場合

登米市では収益的収入、資本的収入とも基準外繰入を見込んでいるが、上図に示すように、まず収益的収入の一般会計繰入金のうち、分流式経費（基準内）及び基準外繰入金を解消することで、資本的収入の基準外繰入を解消することができることとなる。